

地域別最低賃金に関する低賃金労働者の割合(パート)・平成15年賃金センサス

	地域別最低賃金額未満		地域別最賃額×105%未満		地域別最賃額×110%未満		地域別最賃額×115%未満	
	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)
北海道	13,969	6.3	54,448	24.7	84,926	38.5	108,620	49.2
青森	2,016	5.0	6,964	17.2	11,695	28.9	14,638	36.1
岩手	1,902	4.2	5,281	11.8	9,649	21.6	15,773	35.2
宮城	1,321	1.7	4,425	5.7	10,452	13.5	19,329	25.0
秋田	1,791	4.9	4,122	11.3	7,054	19.3	10,176	27.8
山形	801	2.8	2,236	7.7	3,357	11.6	5,383	18.5
福島	1,781	2.7	5,328	8.2	12,210	18.8	21,922	33.7
茨城	3,035	2.8	5,989	5.6	15,977	14.8	25,950	24.1
栃木	2,158	2.7	7,224	8.9	16,460	20.3	23,534	29.0
群馬	1,341	1.9	3,622	5.1	8,683	12.2	14,827	20.9
埼玉	7,671	2.3	23,947	7.0	49,417	14.5	95,790	28.1
千葉	4,361	1.8	11,984	5.0	17,374	7.3	47,617	20.1
東京	10,847	2.0	19,505	3.6	36,339	6.7	80,905	14.9
神奈川	10,382	2.9	20,561	5.7	46,473	12.8	95,783	26.4
新潟	1,848	2.4	6,251	8.1	13,614	17.7	20,196	26.3
富山	630	1.9	1,844	5.6	3,305	10.1	6,379	19.4
石川	1,242	3.1	2,755	6.9	4,888	12.3	8,508	21.3
福井	288	1.0	1,404	5.0	3,668	13.0	5,442	19.4
山梨	517	2.0	917	3.5	2,410	9.2	3,777	14.4
長野	739	1.0	2,801	3.9	7,913	11.2	12,332	17.4
岐阜	3,084	3.2	9,890	10.4	19,683	20.7	31,671	33.4
静岡	3,459	2.1	12,980	8.0	29,250	18.0	48,047	29.6
愛知	8,293	2.3	37,000	10.3	57,747	16.1	96,362	26.8
三重	1,779	2.2	5,847	7.2	11,148	13.6	19,925	24.4
滋賀	781	1.8	1,286	2.9	4,049	9.1	7,286	16.4
京都	1,785	2.3	5,237	6.9	8,432	11.0	14,064	18.4
大阪	7,838	2.8	26,104	9.2	53,544	18.8	91,551	32.2
兵庫	4,627	2.5	14,046	7.5	25,660	13.7	40,950	21.9
奈良	1,761	3.7	3,584	7.6	6,993	14.9	11,995	25.5
和歌山	1,017	3.7	2,198	8.0	3,980	14.6	6,651	24.4
鳥取	419	2.2	858	4.6	1,403	7.5	2,978	15.8
島根	660	2.7	2,348	9.5	3,651	14.7	6,745	27.2
岡山	2,551	4.0	5,387	8.5	11,967	18.9	17,802	28.1
広島	5,019	4.1	11,794	9.6	25,409	20.6	37,938	30.8
山口	6,049	9.8	14,621	23.6	22,391	36.2	29,042	47.0
徳島	365	2.6	722	5.2	1,192	8.6	2,314	16.7
香川	169	0.5	952	2.7	1,769	5.1	6,287	18.0
愛媛	1,128	2.3	3,383	6.9	7,953	16.3	15,291	31.4
高知	661	4.0	1,744	10.6	3,109	18.8	4,815	29.2
福岡	8147	4.2	32,025	16.5	62,852	32.4	86,382	44.6
佐賀	833	2.1	4,043	10.4	11,305	29.0	15,631	40.1
長崎	2,233	5.0	7,050	15.7	12,321	27.5	17,156	38.3
熊本	2,114	3.5	7,956	13.2	15,366	25.5	22,277	36.9
大分	1,646	6.5	3,884	15.3	8,002	31.5	11,398	44.9
宮崎	2,042	5.5	4,793	13.0	9,176	24.9	11,879	32.3
鹿児島	1,751	3.1	7,193	12.7	14,578	25.7	23,393	41.3
沖縄	4,025	9.2	13,992	31.8	22,257	50.6	26,050	59.2
全国計	142,876	3.0	432,525	9.0	821,051	17.1	1,342,761	28.0

最低賃金制度のあり方に関する指摘

- 中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告（抄）
（平成 14 年 12 月 6 日中央最低賃金審議会了承）
- 労働政策審議会建議－職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について－（抄）（平成 14 年 12 月 26 日）
- 規制改革・民間開放推進 3 か年計画（抄）
（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）
- 規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）（抄）
（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）

-
- 日本経済団体連合会
「2003 年度日本経団連規制改革要望」（平成 15 年 10 月 21 日）
「経営労働政策委員会報告 2005 年版」（平成 16 年 12 月 14 日）
 - 日本商工会議所
「平成 17 年度中小企業関係施策に関する要望」（平成 16 年 6 月 17 日）
 - 東京商工会議所
「労働政策に関する要望」（平成 16 年 7 月 8 日）
 - 中小企業団体中央会
「第 56 回中小企業団体全国大会決議」（平成 16 年 11 月 11 日）

-
- 日本労働組合総連合会
「2004～2005 年度 要求と提言」（平成 15 年 5 月 9 日）
「2005 年度最低賃金行政に関する要請書」（平成 17 年 2 月 17 日）
「2005 年 最低賃金取り組み方針」（平成 17 年 1 月 20 日）
 - 全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF－JC）
「総合規制改革会議第 3 次答申における「産業別最低賃金の見直し」に対する金属労協の見解」（平成 16 年 1 月 13 日）

○中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告（抄）

（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

産業別最低賃金制度の改善について

1 基本的な考え方

（略）

今後、法改正を伴う事項も含めた産業別最低賃金制度の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当である。

（略）

○労働政策審議会建議

一職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について一（抄）

（平成14年12月26日）

Ⅲ 労働者派遣法関係

6 派遣元事業主・派遣先の講ずべき措置関係

(8) (略)

また、本部会において問題提起のあった、派遣労働者に対する最低賃金の取扱いについては、今後、別の場で中長期的な視点から検討することが適当であると考えます。

労働者代表委員から、派遣先の法定最低賃金をはじめ基本的雇用労働条件について、派遣先の通常の労働者の条件を下回ってはならないとする措置を検討すべきとの意見があった。

○規制改革・民間開放推進3か年計画（抄）

（平成16年3月19日閣議決定）

Ⅱ 重点計画事項 （分野別各論）

7 雇用・労働

5 その他

（3）産業別最低賃金制度の見直し【平成16年度中に検討】

労働市場は産業別に形成されているわけではなく、都道府県単位とはいえ、産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しいとの考え方もある。また、最低賃金の設定が必要な場合には、労使間の協約・協定で自主的にこれを定めればよいとの考え方もある。こうした考え方にも留意し、産業別最低賃金制度については、その在り方を速やかに検討する。（Ⅲ雇用カ②）

○規制改革・民間開放推進3か年計画(改定) (抄)

(平成17年3月25日閣議決定)

II 重点計画事項

(分野別各論)

8 雇用・労働

4 その他

(2) 産業別最低賃金制度の見直し【平成17年度中に検討】

労働市場は、産業別に形成されているわけではなく、都道府県単位とはいえず、産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しいとの考え方もある。また、最低賃金の設定が必要な場合には、労使間の協約等で自主的にこれを設定すればよいとの指摘もある。

また、産業別最低賃金と地域別最低賃金の適用労働者数比は、最も低い北海道で0.8%、最も高い静岡県でも15.9%と、全国平均でみても8.1%にとどまっており(平成16年3月31日現在)、代表的な産業について産業別最低賃金が設定されているというわけでは必ずしもない。

さらに、当該産業における基幹的労働者を対象とする産業別最低賃金の建前は、実際にも大きく崩れている(適用除外の範囲が狭いことであって、地域別最低賃金と対象があまり異なるものとなっている)という指摘もある。

こうしたなか、地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとして、その廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成16年9月以降検討が行われているところであるが、こうした考え方にも留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進める。(Ⅲ雇用カ②)

○ 日本経済団体連合会

「2003年度日本経団連規制改革要望」(平成15年10月21日)

(規制の現状)

産業別最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、各都道府県ごとに全部で249の最低賃金が定められている。

(要望内容)

産業別最低賃金は廃止すべきである。

(要望理由)

地域別最低賃金において賃金の低廉な労働者の最低額は保障されており、産業別最低賃金は屋上屋を重ねるものである。また、経済のグローバル化による産業空洞化が進むなかで、産業別最低賃金が数多く設定されている「ものづくり産業」は極めて厳しい状況にあり、もはや産業別最低賃金制度を維持する時代ではない。

「経営労働政策委員会報告2005年版」(平成16年12月14日)

第2部 経営と労働の課題

6. 労働法・労働行政への対応

(1) 労働法分野における規制改革の推進

(略)

また、最低賃金制度については、すべての労働者を対象とする地域別最低賃金制度が設定されている状況を鑑み、これに屋上屋を架す形で設定されている産業別最低賃金制度は廃止すべきである。